

## インボイス制度について

インボイス制度ですが、今後のシルバー事業、会員への影響が懸念されているところではあります。

現在、会員の皆様を受け取っている「配分金」には、シルバー人材センターから消費税を含めて支払われているところです。

本来、会員の皆様は個人事業主として、受け取った配分金に係る消費税を税務署に申告納税する必要がありますが、課税売上として受け取る金額が1,000万円以下であるため、多くの会員の皆様は免税事業者として、納税申告する必要がありません。

しかし、令和5年10月より、消費税法改正され「インボイス制度」の導入が予定されています。

インボイス制度は、シルバー人材センターと会員との取引について、当センターが配分金に係る消費税を控除することとなりますが、会員が免税事業者となるため配分金に係る消費税を控除することができなくなります。つまり、会員の皆様に支払っている消費税と同額を税務署に納めなくてはならなくなります。

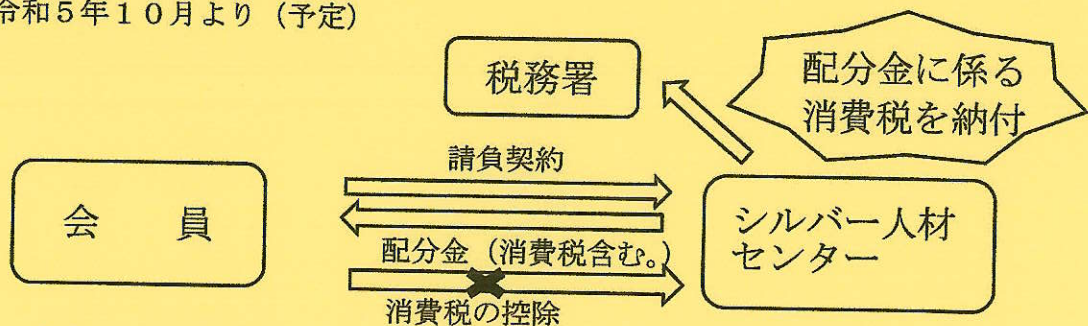
### 1 現行



※ 課税売上として受け取る金額が1,000万円以下であるため、多くの会員の皆様は免税事業者として、納税申告する必要がありません。

※ 労働者派遣事業は除く。

### 2 令和5年10月より (予定)



※ 会員が免税事業者となるため配分金に係る消費税を控除することができなくなります。

※ 会員の皆様に支払っている消費税と同額をセンターが税務署に納めなくてはならなくなります。

現在、全国シルバー人材センター事業協会、東京都シルバー人材センター連合や東京都の各シルバー人材センターと連携をはかり今後の対応を協議・検討しております。

会員の皆様にとって重要な事項ですので、情報提供や具体的な方策等がままりましたらお知らせいたします。